

自宅から移り住んで利用する施設

認知症対応型共同生活介護 グループホーム（介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事や入浴などの健康管理を受けることができます。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

常時介護が必要で、自宅での生活を送ることが困難な方が対象の施設です。食事や入浴など日常生活の介護や健康管理を受けることができます。原則、要介護3以上の方が入所できる施設です。

養護老人ホーム

生活環境や経済的に困窮した原則65歳以上の高齢者が入所できる措置施設です。



地域密着型特定施設入居者生活介護

定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している方が受けるサービスです。食事や入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



サービス付き高齢者向け住宅

常駐するスタッフによる「安否確認」と「生活相談」で、定期的に居室を訪問したり居室内で起きた困りごとや、介護や生活全般の相談に対応します。スタッフは医療・介護の有資格者で、少なくとも日中は常駐しサービスを提供する施設です。

介護老人保健施設

病状が安定した方が、機能維持・改善のため、リハビリを中心とした介護を受け、在宅復帰を目指す中間施設です。

有料老人ホーム

高齢者が民間事業者と契約して入居し、食事など日常生活に必要なサービスを受ける施設です。多くの有料老人ホームでは介護費用を徴収していますが、介護保険では特定施設入居者生活介護として在宅サービスの中に含まれます。

軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス

身寄りがない、又は家庭環境や経済状況などの理由により、家族との同居が困難な原則60歳以上の高齢者が、食事の提供などを受け、日常生活を送ることができる施設です。自治体の助成を受けるため、有料老人ホームよりも比較的低い費用で利用できます。

介護医療院

超高齢社会や多死社会における医療・介護ニーズに応えようと、平成30年4月から新たに「介護医療院」が創設されました。「医療+介護+生活支援+住まい」の機能を併せ持つモデルの登場によって、医療・介護業界の一体化が進む可能性があります。



具体的なサービスの例

～特別養護老人ホームの場合～

1 食事サービス

- 状態に応じた食事の提供
- 特別食の提供
- 治療食の提供
- 様々なイベント食の提供



2 生活サービス

- 食事・排泄・入浴・整容などの身体介護サービス全般
- 清掃・洗濯・買い物・繕い・私物管理などの生活支援サービス全般
- 様々な手続きの代行サービス全般
- 通院や入退院の付添い・入院中の対応などのサービス全般

3 健康管理サービス

- 体調管理全般
- 服薬管理全般
- 機能訓練
- 連携医療機関との調整・緊急時の対応

4 余暇活動サービス

- 各種イベント活動
- 各種アクティビティ活動
- クラブ活動やサークル活動



5 相談援助サービス

- 日常生活相談・援助
- 家族との連絡・調整・相談

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）とは？

ご家族に代わって大切な人を守る、介護のプロがいます。

- 介護福祉士や社会福祉士、管理栄養士や看護師などの様々な職種が集まり、その人の人生を守っています。
- どんな介護や認知症があっても対応できる、様々なノウハウを持っています。



様々なニーズに対応できます。

- 緊急の場合でも受け入れることができる、ショートステイもあります。
- 個室やユニットを完備した施設もあり、状況に応じて選ぶことができます。
- 個別ケアに取り組んでいる施設も多く、それぞれの特色を生かしたサービスを提供しています。
- 尊厳に配慮した看取りに対し積極的に取り組んでいる施設もあります。

profile

群馬県老人福祉施設協議会

群馬県内の老人福祉施設・事業所の連携・利用者のサービスと職員の資質向上、高齢者福祉への寄与を目指します。

住所：群馬県前橋市新前橋町13-12

群馬県社会福祉総合センター内 4階

TEL：027-255-6034 FAX：027-255-6173

HP：http://www.jsgunma.jp/

